

【論 文】

福祉給付の厳格化と市民の「責任」の変容に関する予備的検討

～ W. Brown の議論を手がかりに～

平野 寛弥 (社会福祉学科准教授)

抄録：本稿では、福祉国家再編の過程で進められてきた福祉給付の厳格化を、新自由主義によるシティズンシップの変容と結びつけて理解することを目指し、その導きの糸としてウェンディ・ブラウンの「責任化 responsabilization」をめぐる議論を検討した。近年、福祉給付の厳格化が進められた中で、個人の選択や行動が福祉給付の受給やその継続の「条件」として問われるようになったが、その背景には人的資本への転換を図る新自由主義による市民の責任化がある。依存を否定し嫌悪する言説が流布されるなかで、市民は自己管理を徹底し、他者や公的制度に依存することなく自らの力で生活すること、そして経済活動への献身を自らに課された道徳的な義務として引き受け、その遂行と帰結に対して責任を負うように要請される。責任化は、その責任を引き受けることが困難な市民にまで求めることで、文字通りの「犠牲」を払うことを余儀なくさせている。

キーワード：福祉国家再編，新自由主義，シティズンシップ，コンディショナリティ，責任化

1. はじめに

福祉国家の再編が叫ばれるようになって久しい。今日では、もはや福祉国家は別の何かに変ってしまったと言う声すらある。しかし、政策や制度が時代とともに変遷を遂げていくこと自体はなんら不思議なことではない。むしろ重要なことは、どのような変化が生じたかはもちろんのこと、その変化がどのような文脈のもとで、いかなる要因によって生じ、またそれが社会にどのような影響をもたらしているのかを理解することである。しかしながら、そうした変化を読み解くためには、政策や制度の変遷に目を向けるだけでなく、何らかの視座からの検討が不可欠である。そこで今回はその視座として、人びとのシティズンシップに注目したい。シティズンシップとは、当該社会を構成する人びとの地位や権利、義務、アイデンティティなどに表象されている「市民」としてのあり方を指す概念であり、「市民資格」と呼ばれることもある (Marshall and Bottomore 1992=1993)。このようなシティズンシップに着目することは、その社会が人びとにどのような市民であることを求めているのかという観点から、政策や制度の変容を検討することを意味しており、政策や制度の具体的な変容の背景やその影響を読み解くうえで有用である。

以上を踏まえ本稿では、シティズンシップの視座から、福祉国家再編を通じて進められて

きた福祉給付の厳格化と、その背後で進行しているとされる市民の「責任」をめぐる言説の変容がどのように結びついているのかを解き明かすための予備的検討を行う。具体的には、政治理論家として知られるウェンディ・ブラウン (Brown, W.) の「責任化 *responsibilization*」に関する議論を手がかりとしつつ、福祉給付の厳格化と市民の「責任」をめぐる言説の変化がどのような形で関連しているのかについて、整理と若干の考察を試みたい。

そこで以下では、まず福祉国家再編下で進められてきた福祉給付の厳格化について、イギリスの事例をもとに概説する (第2節)。続いて、ブラウンの近年の著作の一つで、責任化に関する議論を展開している『いかにして民主主義は失われていくのか：新自由主義の見えざる攻撃 (*Undoing the Demos: Neoliberalism's Stealth Revolution*)』 (Brown 2015=2017)、およびその内容を加筆修正する形で書かれた論文「犠牲的なシティズンシップ：新自由主義、人的資本、緊縮政治 (*Sacrificial Citizenship: Neoliberalism, Human Capital, and Austerity Politics*)」 (Brown 2016) の概要を適宜紹介しながら、新自由主義の下で市民の責任に関する言説がどのように変化したのかを整理したうえで、それがシティズンシップにどのような影響を与えたのか、そして福祉給付の厳格化とどのような形で結びついているのかを考察する (第3節)。最後に、今後の研究に向けた示唆を述べる (第4節)。

2. 福祉給付の厳格化：コンディショナリティの強化と行動変容の主題化

福祉給付の厳格化に関して、筆者はすでに別のいくつかの論考にて検討している (平野 2020；同 2022；同 2023) ので、詳細についてはそれらを参照してもらうことにして、ここでは要点のみに絞って記すことにしたい¹。

ちなみに、福祉給付の厳格化は、近年になって新たに進められた政策ではない。福祉給付の厳格化とは、福祉国家再編の過程で実施されてきた福祉給付の受給に際する付帯条件の内容や形式 (コンディショナリティ) に生じた変化によって引き起こされたものである。

それがどのような変化であったのかをイギリスを事例に見てみよう。イギリスでは1979年のサッチャー政権の成立以降、コンディショナリティの強化が図られてきた。それは給付の内容や水準の切り下げ・引き下げにとどまらず、給付の対象となる社会経済的状況や事由の範囲が狭められるなど受給資格の厳格化が実施される例が増加した (Dwyer 2004)。さらに1997年以降の労働党政権 (ニューレイバー) の下では、以前はアクティベーションの対象から除外されていた障害者や子供を抱えたひとり親までが求職者手当 (*Jobseeker's allowance*) の対象として組み入れられ、就労能力の程度により支給の可否が判断されるようになった (Griggs and Bennett 2009; Dwyer and Wright 2014)。また同政権下で行なわれた制度改正により、資力調査の実施が稼働年齢層の社会保障における特徴として定着するにいたった (Hood and Oakley 2014)。

このように、イギリスにおける福祉給付の厳格化は、すでに数十年前から進められてきた長期にわたる政策方針であることがわかるだろう。しかし、そこにとどめを刺すような形になったのが、2010年に政権の座についた保守党と自由民主党の連立政権、およびそのあと

2015年から現在に至るまで政権を握る保守党政権の下で進められた福祉制度改革である。ここではまさに福祉給付のコンディショナリティの拡張 (extension) と個別化 (personalisation) という意味での強化 (intensification) が進められてきたと言われている (Grover 2012; Dwyer and Wright 2014; Patrick 2017; Watts and Fitzpatrick 2018)。

イギリスでは2012年に福祉制度改革法 (Welfare Reform Act) が成立し、2013年10月から新制度が導入されたが、その中心に位置づけられるのがユニバーサル・クレジット (Universal Credit) である。ユニバーサル・クレジットは、それまで稼働年齢層向けに展開されていた従来の6つの給付および控除制度 (income support, income-based jobseeker's allowance, income-related employment and support allowance, housing benefit, child tax credit, working tax credit) に代わる制度として導入されたもので、旧制度 (legacy benefits と呼ばれる) は移行期間を経て、すべてユニバーサル・クレジットに統一される。このユニバーサル・クレジットの導入は、この福祉制度改革が70年近くにおよぶ長い福祉国家の歴史のなかで複雑化してしまった制度を簡素化し、制度の運営管理の効率化を図ったものであることを示唆している。

しかし、それは同時に福祉国家からの脱却をも意味している。なぜなら本制度の主眼は、受給者の生活の維持よりもむしろ、就労意欲の喚起とそれを通じた就労の促進におかれているからである。そこで政府が新たにターゲットとしたのが受給者の行動 (behaviour) であった。政府は、受給者をいち早く就労へと向かわせるべく、ユニバーサル・クレジットの受給に様々な条件を付帯した。それは受給者の就労時間制限の撤廃や各種の給与所得控除などに加え、就労や求職活動の義務化や違反時の制裁の強化といったより直接的に受給者の行動に影響を与えるものも含まれる。その意味では、ユニバーサル・クレジットの導入に象徴される福祉制度改革の重点は、受給者の「行動変容 (Behavioural Change)」なのだ。

そこで導入された条件の例としては次のようなものが挙げられる (Millar and Bennett 2016)。第1に、支給間隔の変更である。ユニバーサル・クレジットでは給付は1カ月ごとに支給される。しかしイギリスでは伝統的に週給、もしくは2週間ごとの給与支給の制度が普及しており、現在でも低賃金労働ほど、こうした伝統が残っている。そのため、受給者は生活のリズムを修正する必要ように迫られるばかりか、支給間隔の長期化は、そのぶん家計管理の徹底を徹底する必要を受給者に迫るものである。第2に、就業状態にない者だけでなく、現在就業している者にも、給付の支給に際して付帯条件 (in-work conditionality) が課される。これにより、たとえ就業していても就業収入が一定額に満たない場合は、より高い収入が得られる仕事への転職を求められるようになった。そして最後に、給付請求者は受給に先立ち、誓約書の提出を求められる。これは請求者誓約 (Claimant Commitment) と呼ばれており、給付請求者に課される個別の条件 (ワークコーチとの面接の頻度および日時、求職活動を行なう職種や地域の範囲、求職活動の週あたりの時間数など就労に関する要件 (work-related requirements) のほか、違反時の制裁の内容など) が盛り込まれた誓約書である。請求者にはこの請求者制約の提出が義務づけられており、誓約書の記載内容に違反した場合は制裁の対象になる。それ

ゆえ、たとえ給付の支給が認められても、受給者の生活は厳しく管理され、場合によって厳しい罰則を科されることになる。予定された面接に数分遅刻するといった軽微な違反でも、数日間の支給停止（繰り返し違反した場合は最大年単位の支給停止）などの厳しい措置がとられるため、受給者は絶えずプレッシャーのもとにさらされる。

このように、2010年代以降進められてきた福祉制度改革のもとでは受給者の行動を規制・管理し、その変容を促すことを目的として、福祉給付のコンディショナリティが福祉受給者の生活のあらゆる場面に影響をあたえるべく、きわめて個別的な形で導入されるに至った。ここで導入されたコンディショナリティの内容を、それまでも強化され続けてきたコンディショナリティという文脈の中に位置付けてみたときに見えてくるのは、コンディショナリティの対象が個人の「選択」や「行動」に明確にシフトしてきているということである。コンディショナリティの強化という文脈の中で、福祉給付に付帯される条件にどのような質的な変化が生じているのだろうか。

この点を考える上で示唆的なのがクラークとクレグの研究（Clasen and Clegg 2007：167-175）である。彼らは福祉国家再編の要因として福祉給付のコンディショナリティに着目し、それを3つに分類している。1つ目は受給者の属性（Categories）に関するものである。国籍や年齢、性別などがここに含まれる。2つ目は受給者が置かれている状況（Circumstances）に関するものである。ここには受給者の収入や資産、健康状態、就労能力の程度など、受給者の生活に困難をもたらしている特定の状況が含まれる。そして3つ目が、受給者の行動（Conducts）に関するものである。この分類に基づきクラークとクレグは、福祉国家再編を通じて、福祉給付の目的が保護（protection）からアクティベーション（activation）へと移行したのに伴い、コンディショナリティの内容が受給者の属性や状況に関するものから次第に行動に関するものへとシフトしつつあると指摘する。

また、イギリスにおける福祉給付のコンディショナリティの強化と変容を批判的に検討しているワッツとフィッツパトリックもまた、上述のクラークとクレグの議論を参照しつつ、コンディショナリティを分類している（Watts and Fitzpatrick 2018：18-20）。それは、地位に関する条件（問題となっている財・サービスを受ける資格を得るにふさわしい集団や空間に属しているか）、ニーズに関する条件（申請者が援助を必要とする具体的な理由があるか）、そして行動（ふるまい、behaviour）に関する条件（社会保険給付の保険料を負担してきたか、「自発的に」仕事を辞めていないか、積極的に求職を行っているかなど）の3つである。そのうえでワッツたちもまた、イギリスにおけるコンディショナリティの強化の歴史的展開を踏まえながら、コンディショナリティにおいて個人の行動が主題化しつつある近年の傾向を指摘し、そのことが不適切な行動や約束した行動を行わなかった際の制裁の発動（具体的には福祉給付の支給停止）という福祉受給者への懲罰的な対応につながっていると述べている（同：41）。

これらの議論が示唆しているのは、福祉給付の受給に際しては、ある状況やニーズが生じていることだけではもはや十分とはみなされなくなりつつあるということだ。さらにそのう

えて、給付申請者はなぜそのような状況やニーズが生じたのかの経緯や理由の正当性が求められるとともに、受給者になってからはその後の生活の改善に向けた意欲と具体的な行動が求められる。言い換えれば、個人の選択や行動が福祉給付の受給開始や継続と直接的に結び付けられるようになり、受給の成否が本人の選択や行動に帰責される構造になりつつあるのだ。これが福祉給付の厳格化の内実であろう。

3. 「責任化」される市民：新自由主義がもたらした「責任」をめぐる言説の変容

さて、ここまでの議論が示唆しているのは、本稿で紹介してきたイギリスにおけるコンディショナリティの強化と変容が、イギリスに固有の事象というよりもむしろ、保護からアクティベーションへと舵を切った福祉国家再編がもたらした一つの帰結としてとらえるべき事象であるということである。そこには、人びとの就労可能性を向上させ、労働力として文字通り「活性化」することをねらいとするアクティベーション政策のもとで、人的資本としての価値を高めるように求められるだけでなく、そのことの成否が本人に帰責されるようになった福祉受給者の現在の状況も見てとれる。

このように福祉給付の受給要件として個人の選択や行動の妥当性が強く問われる傾向は、近年の一般市民の意識の変化にも反映されている。イギリスにおいては、市民間の連帯意識は急速に弱体化してきているからだ。福祉国家を支える社会的連帯の変容を研究しているセイジ (Sage, D.) は、1997年以降2011年にいたるまでのイギリスにおける社会意識調査 (British Social Attitude) の結果を分析し、ニューレイバー政権誕生以降、急速に福祉受給者への態度が批判的になりつつあることを指摘している (Sage 2012)。セイジによれば、1997年以前は、失業者に対する支持は他の福祉給付の受給者に対する支持に比べると低かったものの、総じて一般市民は福祉給付者に同情的であり、援助を必要とする者への給付の支給も支持されているとする「楽天的なまでの楽観主義 (sanguine optimism)」 (Taylor-Gooby 1994) が存在していたという。ところが2011年になると、こうした同情的な見解や援助を必要とする者への給付への支持は消滅してしまった。むしろ、福祉給付の寛容性が人びとの自立を阻んでいるとして、福祉依存の問題が存在すると考えている者は1996年から2008年までの12年間に約20%も増加したという (Sage 2012: 362-366)。福祉国家は、危機・再編の時期に入りその支持を大きく減らしたとされるが、それでも大部分の市民は失業者に代表される福祉受給者には総じて寛容であった。しかし、現在に至ってはもはや一般市民は「貧困層」の味方とはいえず、次第に批判的・懲罰的なまなざしを向けるようになってきているのだ。

では、このように福祉給付の受給の成否、さらにはその前後における人びとの自立の成否の理由として、過去および現在における個人の選択や行動の妥当性が厳しく問われるような状況はどのような背景の下で作り出されてきたのだろうか。それを考えるうえで示唆的なのが、ブラウンの「責任化」をめぐる議論である。そこで本節では、このブラウン「責任化」の議論の概要について、彼女の著書や論文を適宜参照しながら整理することにした。

ブラウンが、「責任化」を説明する際に注目しているのは、新自由主義が福祉国家再編にもたらした影響である。彼女はこれを批判的から検討し主張を展開しているのだが、新自由主義の影響の最たるものは、「経済化 economization」とよばれる、非経済的な領域や活動、および主体を経済的なものに変換するプロセスが、生活のあらゆる領域に拡大したことにあり、そうしたことで、その経済化が人びとを人的資本 (human capital) とみなす見方を広めたと指摘する。

新自由主義による政治的・社会的生活の経済化は、すべての人を人的資本としてみなすという言説を生み出したという点で特徴的である。……新自由主義は、公然と国家による規制や介入の網から個人を解放することを目指している一方で、まさにその個人を新自由主義化されたあらゆる領域や制度に巻き込み、縛り付ける。そうした領域や制度がいたるところで企業家の行動を規定しているように、主体もまたあらゆる場所で資本を強化するような行動をとるように束縛される。同時に、企業やマクロ経済にとって人的資本となった主体は、そうした企業や経済のニーズ、方向性 (trajectory)、偶然に完全に縛られることになる。(Brown 2016: 3)

ここで言うところの経済化とは、ブラウンの言葉を借りれば「新自由主義、すなわち存在のあらゆる面を経済の観点から作りあげる理性の特異な形態が、民主主義の基本要素を粛々と崩壊させていく」(Brown =2017: 9) ことを指している。ここでの民主主義の基本要素には、「語彙、正義の諸原理、政治文化、市民の習慣、支配の実践、そしてとりわけ民主主義的なイマジナリー [想像力]」(同: 9, 角括弧内は筆者) が含まれるとされる。つまりブラウンは、新自由主義の問題点を、政治制度のみならず、市民の政治参加や議論、抗議や抵抗といった人びとによる政治実践など民主主義を構成するあらゆる要素が、金融資本や企業によって支配され、富裕層による富裕層のための支配にほかならない金権支配 (plutocracy) へと置き換えられてしまうところに見出している。このことからわかるように、ブラウンはフーコー (Foucault, M.) の生政治の議論 (Foucault =2008) に倣って新自由主義を統治理性 (governmentality) と理解しているのであり、その観点から見れば、福祉国家の再編は新自由主義という統治理性のもとで、主体である人びとが経済の論理にしたがって人的資本へと作り変えられていくプロセスとして位置づけられることになる。

このプロセスが進められていく過程で、人びとの自由やそれを守るはずの公共サービスや社会保障もまた、それまでとは異なるものへと転換されていくことになる。ブラウンはこの点について、先程の引用文に続けて次のように述べている。

企業やマクロ経済にとって人的資本となった主体は、そうした企業や経済のニーズ、方向性、偶然に完全に縛られることになる。個人の自律と自由という古典的なりべラルの理想が、新自由主義による意思決定、主体性、責任の個人への委譲を通じて悪用され

る一方で、規制緩和によってさまざまな公共財や社会保障の供給が撤廃され、企業資本や金融資本の力が解き放たれ、古典的な 20 世紀型の労働者、消費者、選挙民の間の連帯が解体されていくにつれて、この理想は空洞化していく。それらがもたらすのは、深刻なまでに孤立し、無防備な個人であり、彼らは絶えず基本的な生活保障から脱落させられたり、それらを奪われたりする危機に瀕した状態に置かれ、資本の変動に全面的にさらされることとなる。(Brown 2016: 3)

上記の引用文において注目すべきなのは、個人の自律と自由という古くからリベラルの理想とされていた諸目標が悪用されるとブラウンが主張しているという点である。

新自由主義の影響を受けて進められた福祉国家再編における福祉サービスの選択制度やその前提となる市場原理や契約方式の導入、民営化、自己決定の重視は、確かに市民の自由を拡大するという名目のもとで導入されたわけであるが、同時に公的保障の縮小を正当化する口実にもなる。そしてなによりも、それらは選択や決定の責任が本人に割り当てられるだけではなく、その帰結についても本人に帰責されることを含意する。また、同じく新自由主義を原動力として促進されてきたグローバル化は、やはり自由の拡大を旗印として、商品のみならず資本や労働力の国際移動を活発化させたが、他方で労働法制の規制緩和を促進し、雇用のフレキシブル化やそれに伴う非正規労働者の増加、外国人労働者の流入をもたらしたほか、国内の労働者や消費者、選挙民の間に分断を生み、社会的連帯を弱体化させた。このことは、社会的連帯が果たしてきた公的保障の縮小に対する抑止力の低下にもつながっている。

換言すれば、新自由主義のもとで、人びとは以前に比べてさまざまな規制から解放されて一見すると自由になったようだが、実際にはさまざまな支援が個人の自由の拡大の名のもとに切り下げられたうえで、生活に関わる重要な選択や決定をみずから下すように仕向けられ、その帰結の責任も「負わされる」ようになったということである。ブラウンが個人の自律と自由の「悪用」という表現をしている理由はここにある²。

このようにして、いうなれば身ぐるみを剥がされた市民たちはまさしく無防備な状態に据え置かれる。かれらは生きるために否応なしに資本の要請に応えざるをえない。そのことによってこそ、経済の動向に振り回されながらも、企業や経済全体に貢献する人的資本へと人びとを作り変えることが可能になるのだ。このプロセスは、社会が求める市民像、つまりシティズンシップの形成としてもとらえられる。これを新自由主義的なシティズンシップと呼ぶのであれば、その特徴は自立 (in-dependence) ないしは自活 (self-reliance) に最大の価値を置く点にあるといえる。しかしこれは人的資本へと作り変えるうえでの前提条件にすぎない。かつての福祉国家のもとで公的制度や社会的連帯によって守られてきた市民を「解放」し剥き出しの状態にしたあと、いかにして人的資本への転換をすすめていくのか。ここで役割を果たすのが、先述の意思決定や主体性、責任などの個人への移譲 (権限委譲) であることはいうまでもない。けれども、それだけでは十分ではない。

この点に関して、ブラウンは「新自由主義的なシティズンシップは、個人を解放して自分のことは自分でやるようにさせると同時に、個々人を全体の幸福のために言説的に束縛する。つまり、国家の繁栄や経済成長への忠誠と潜在的な犠牲を求めるのである」（同：4）と述べている。ここから読み取れるのは、剥き出しの個人と化した市民が、企業や経済の要請に応え、その繁栄のためにみずからすすんで自分の身を差し出すための動機づけの必要性である。これを担うのが「責任化 *responsibilization*」である。

「責任化」とは、ブラウンによれば「政治の経済化に伴う経済行為の道德化」（同：9）を意味するとされ、社会政策に関して言えば社会の末端にいる弱い存在である市民に自活と経済行動を遂行するよう道徳的な負荷をかけることであるという（Brown =2017: 149）。そのうえでさらに次のように述べている。

責任化は、労働者、学生、貧困層、親、そして消費者を、自己管理のための精通した自己投資や起業家的戦略を追求することを道徳的な義務とする存在へと、言説や倫理の面から変換することである。また責任化は、言説において依存を否定し、生存のための集合的な資源供給を実質的に否定する一方で、個人こそが適切で完全に責任を負うべき行為者であることを求める。（Brown 2016：9）

この引用文が示唆しているとおおり、依存を否定し嫌悪する言説が流布されるなかで、市民は自己管理を徹底し、他者や公的制度に依存することなく自らの力で生活すること、そして経済活動への献身（就労）を自らに課された道徳的な（それゆえに規範性を帯びた）義務として引き受け、その遂行と帰結に対して責任を負うように要請される。これこそが責任化の意味するところであり、この責任化のプロセスを経て、市民は人的資本化されていくのだ。したがって、新自由主義的なシティズンシップは、単なる能動的なシティズンシップ（*active citizenship*）というわけではない。市民は能動的であることを求められるが、その能動性はもっぱら経済活動においてのみ発揮されることを期待されているのであり、能動的市民が本来期待されているような政治・社会への参加など公共的事柄への関与の余地はほとんどない（亀山 2022）。その意味では、経済分野にきわめて偏った形に能動性が縮減された市民が求められているのであり、それゆえそうした市民を人的資本と評しているのは正鵠を得た表現であると言えよう。

このように責任化された市民が、自己管理と自活に精を出す一方で、企業や経済の要請に応じて経済成長に資することを期待されながら自らの労働に尽力する様子は文字通り献身的である。なによりも、かれらにはそれに見合った見返りが用意されているわけではない。生存が必ずしも保障されているわけでもないのだ。そして成長に陰りが見え、経済の繁栄が損なわれれば、その責任は彼らに向けられるのである。この責任化された市民のありようを、ブラウンは「犠牲的 *sacrificial*」（Brown 2016）と評している³。

この責任化と先述の権限委譲が組み合わされることで、市民がその選択や行動の妥当性により評価され、それをもって福祉給付受給の可否も判断されるという、前節で見た今日の福祉給付の厳格化を取り巻く状況ができあがることになる。福祉制度改革を経て、福祉給付の厳格化が進められたイギリスでは、自活と就労が称賛され、それらの責任を果たした（そして、今後も果たす）と判断された者だけが支援に値するとして受給にあずかる一方で、自己管理もできず自活もままならない状態で、就労意欲もなく、経済の繁栄への貢献もないとされた者には支給停止を含む制裁や懲罰的な対応、非難が向けられていた。興味深いことに、その光景は、ブラウンが責任化された市民を描写した内容に驚くほど一致しているのだ。

権限委譲と責任化が結びついたとき、権力の社会的効果、すなわち構成され、統治される主体が、自分たちの生活と国家の生活に対して全面的に責任を負い、非難されるべき主体として構成される秩序が生み出されることになる。このような主体性と非難が結びつくことによって、個人は二重に責任を負わされることになる。すなわち、自活することが期待される一方（うまくいかないと非難され）、経済の繁栄のために資することが期待される（経済がうまくいかないと非難される）。(同：10)

責任を負わされた個人は、その能力を極度に制限する権力や不測の事態の中で、自活することを求められる。しかし、彼らはまた、全体の苦難のために非難され、さらに重要なこととして、たとえ適切に振る舞っていたとしても、全体の存続のために合法的な形で犠牲になることもある。(同：10)

両者の一致は、福祉給付の厳格化が、その背後で進行していた新自由主義による市民の責任化を多分に反映したものであることを示唆している。その意味では、福祉給付の厳格化はシティズンシップの変容を伴う形で進められてきたともいえるだろう。シティズンシップの変容は、福祉給付の厳格化を通じて確実なものとなり、市民の生活に影響を与えている。責任化は、本来、その責任を引き受けることが困難な市民にまで自活と労働への献身を求め、その結果文字通りの「犠牲」を払うことを余儀なくさせるはたらきをしている。その問題性を正しく見極めるうえで、ブラウンの議論はきわめて示唆に富んでいるといえよう。

4. おわりに

本稿では、シティズンシップの観点から、近年その傾向を強めている福祉給付の厳格化と、その背後で進行してきた新自由主義の浸透の関係について、ウェンディ・ブラウンの責任化をめぐる議論を読み解きながら検討してきた。福祉給付の厳格化と市民の責任化の間には大きな関連があることが本稿での検討から浮かび上がってきたが、これをどのように解釈すればよいだろうか。今回、福祉給付の厳格化の事例として取り上げたのはイギリスであるが、

イギリスがアメリカと並んで新自由主義の影響を強く受けた国であることに加え、現在の与党である保守党が2010年に政権を獲得して以来、失業者をはじめとする福祉受給者に対する批判的な世論を喚起するような言説を政府（しかも、あろうとことか首相や大臣）が積極的かつ意図的に作り出していた（平野 2020）⁴ こともまた、福祉給付の厳格化と市民の責任化の間の驚くべき一致を生み出した要因かもしれない。その意味では、それ以外の国々での状況も今後検討していく必要があるだろう。

いずれにしても、福祉給付の厳格化は単に財政負担の軽減を企図した制度変更ではない。むしろ、政府と市民との間の社会契約のあり方そのものを根本から覆し、その転換を図るといふ政治的な含意をもつものであり、それがもたらした社会的帰結の大きさは計り知れないものがある。したがって、今回本稿が試みたように、制度変更がなされた政治的・社会的文脈や、政府の社会政策の企図を踏まえて、シティズンシップの観点から分析することには大きな意義があると思われる。

ともあれ、責任化を経て人的資本として扱われるに至った市民の状況をいかにして打開すればよいのだろうか。福祉国家の再編を経て、すでにかつてのような手厚く寛容な保護を提供する体制は失われており、すぐにそれを取り戻すことは容易ではない。そもそもかつての福祉国家を再生することが望ましいことなのかどうかは議論の余地があり、十分な検討を要する。とはいえ、本稿での検討を活かして進めるのであれば、そうした作業の第一歩となりうるのは、今回取り上げたブラウンも注目した市民の責任のあり方を改めて検討することではないだろうか。これについては別稿にて検討することにしたい。

注

- 1) なお、2.における以下の内容は、平野（2020）の記述を要約したものであることをあらかじめお断りしておきたい。
- 2) この点に関連して言えば、新自由主義は、個人がなにものにも依存せず、干渉されない状態で自らの生を実現することを自律として捉えている。つまり「頼らずに生きること＝自立」が自律であるということだ。これは「自律の個人主義的構想（an individualistic conception of autonomy）」とよばれる立場である。この立場の問題点や自律を巡る近年の議論の展開については別稿（平野 2024）を参考のこと。
- 3) 「リーマン・ショック」とも呼ばれた2000年代末の世界金融危機後に世界各国が不況に転じ、緊縮財政の政治（Austerity Politics）が導入された際に、各国の政治家によりしばしば用いられたのが、いみじくも「犠牲の共有」という表現であった。世界金融危機は、そもそも低所得者向けの高金利の住宅ローン（サブプライムローン）の焦付きによって生じた住宅バブルの崩壊というアメリカ一国の問題が、ローンの債権が証券化され、高利回りの金融商品として世界中でヘッジファンドや投資銀行による投機的な取引の対象となっていたことで、全世界に不況が波及したものである。したがって本来は一般市民が犠牲を共有

する道理はない。それを踏まえれば、これもまた責任が末端の市民（とりわけ貧困層や低所得層の人びと）に送られ、引き受けるように道徳的に義務付けられるという責任化の議論に照らして理解するのが妥当かもしれない。

- 4) 2010年当時首相であったデイヴィッド・キャメロンは、自身の公正（fairness）についての考え方について尋ねられた際、「その人が何に値する（deserve）かは、その人がどう振る舞う（behave）かによって決まる」と発言しているほか（Cameron 2010）、同じく当時の雇用年金相であったイアン・ダンカン＝スミスは次のように発言し、失業者に宣戦布告とも言える言葉を投げかける一方、納税者にはその意識を働かない福祉受給者に向けさせようとした（Duncan Smith 2010）。この点についての詳細は平野（2020）を参照のこと。

われわれは仕事への障壁を取り除き、仕事にきちんと支払いがなされることを保証します。その見返りとして、われわれはあなた方に対して、就ける仕事があるときは就き、その仕事を続ける努力をするように求める権利があります。〔中略〕われわれもあなた方のために努力しますが、あなた方もまたわれわれのために努力しなければなりません。これは失業者である皆さんとわれわれの契約です。〔中略〕私はすべての納税者の方々に次のように申し上げたい。すなわち、皆様のお金は自立に向けて復帰しようとしている人びと、もしくは疑問の余地なく社会からの支援に値する人びとのいずれかに使われます。無駄に使われることはもはやありません（“No more spend or waste”）。これがイギリスの納税者である皆さんとわれわれの契約です。

文献

- Brown, Wendy (2015) *Undoing the Demos: Neoliberalism's Stealth Revolution*, Zone Books. (= 2017, 中井亜佐子訳『いかにして民主主義は失われていくのか：新自由主義の見えざる攻撃』みすず書房.)
- Brown, Wendy (2016) *Sacrificial Citizenship: Neoliberalism, Human Capital, and Austerity Politics*, *Constellations*, 23(1), 3-14.
- Cameron, David (2010) *Together in the National Interest: Speech to Conservative Party Conference*, 6th October, Conservative Party Speeches.
- Clasen, Jochen and Clegg, Daniel (2007) *Levels and Levers of Conditionality: Measuring Change within Welfare States*", Jochen Clasen and Nico A. Siegel eds. *Investigating Welfare State Change: The 'Dependent Variable Problem' in Comparative Analysis*, Edward Elgar Publishing, 166-197.
- Duncan Smith, Ian (2010) *Our Contract with the Country for 21st Century Welfare: Speech to Conservative Party Conference*, 5th October, Conservative Party Speeches.
- Dwyer, Peter (2004) *Creeping conditionality in the UK: from welfare rights to conditional Entitlements?*, *Canadian Journal of Sociology*, 29(2), 265-287.

- Dwyer, Peter and Wright, Sharon (2014) Universal Credit, ubiquitous conditionality and its implications for social citizenship, *Journal of Poverty and Social Justice*, 22(1), 27-35.
- Foucault, Michel (2004) *The Birth of Biopolitics: Lectures at the College de France, 1978-79* (English version translated by Graham Burchell) (= 慎改康之訳『生政治の誕生』筑摩書房.)
- Griggs, Julia and Bennett, Fran (2009) Rights and Responsibilities in the Social Security System, *Social Security Advisory Committee Occasional Paper No. 6*, Department for Work and Pensions.
- Grover, Christopher (2012) 'Personalised Conditionality': Observations on Active Proletarianisation in late Modern Britain, *Capital and Class*, 36(2), 283-301.
- 平野寛弥 (2020) 「変容するエージェンシーとシティズンシップ：イギリス福祉制度改革の分析から」 福原宏幸・中村健吾・柳原剛司編『岐路に立つ欧州福祉レジーム：EUは市民の新たな連帯を築けるか？』ナカニシヤ出版, 302-337.
- 平野寛弥 (2022) 「福祉給付に付帯する「条件」の変容と強化：イギリスの事例から」『貧困研究』28, 4-13.
- 平野寛弥 (2023) 「イギリスにおける国家 - 市民間関係の変容：パンデミックはシティズンシップに何をもたらしたか」 福原宏幸・中村健吾・柳原剛司編『コロナ危機と欧州福祉レジームの転換』昭和堂, 259-279.
- 平野寛弥 (2024, 近刊) 「主体と自律の「関係論的転回」とそれがもたらすもの」『社会政策』16(1), 頁は未定.
- Hood, Andrew and Oakley, Laura (2014) *The Social Security System: Long-Term Trends and Recent Changes*, Institute for Fiscal Studies.
- 亀山俊朗 (2022) 「自律と能動：社会政策におけるシティズンシップの変容」『社会政策』14(1), 24-36.
- Marshall, Thomas H. and Bottomore, Tom B. (1992) *Citizenship and Social Class*, Pluto Press. (= 1993, 岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級：近現代を総括するマニフェスト』法律文化社.)
- Millar, Jane, and Bennett, Fran (2017) Universal Credit: Assumptions, Contradictions and Virtual Reality, *Social Policy and Society*, 16(2), 169-182.
- Patrick, Ruth (2017) *For Whose Benefit?: The Everyday Realities of Welfare Reform*, Policy Press.
- Sage, Daniel (2012) Fair Conditions and Fair Consequences? Exploring New Labour, Welfare Contractualism and Social Attitudes, *Social Policy and Society*, 11(3), 359-373.
- Taylor-Gooby, Peter (1994) Comfortable, Marginal and Excluded: Who Should Pay Higher Taxes for a Better Welfare State?, Roger Jowell et al. eds., *British Social Attitudes: The 12th Report*, Dartmouth Publishing Company.
- Watts, Beth and Fitzpatrick, Suzanne (2018) *Welfare Conditionality*, Routledge.